

登録者活動チェックリスト

- ❖ 登録者は、登録者として名簿に登録された日の翌日から起算して5年以内に専門家認定試験を受験・合格し、専門家として登録しない場合、その資格を喪失することになります。有効期間内に専門家に登録できるよう、自身の進捗状況を確認するのにお役立てください。

分類	項目	チェック	備考
実務経験	産業保健活動に従事している期間を確認する。 *ただし、実践活動期間（大学、研究での活動期間）は除く（職員の健康管理活動をしている場合は含む）。 ○実務経験報告書（様式第1号）の内容を確認する。		
継続教育	基礎研修 「基礎研修」の履修状況を確認する。 ○基礎研修の履修証明の書類を確認する。 ○研修単位報告書（様式第2号-1）の内容を確認する。 ○研修内容報告書（様式第2号-2）の内容を確認する。		○基礎研修に受講漏れがある場合は、受講の機会を逃さず計画的に受講する。 ○旧制度からの <u>移行者以外</u> は「研修内容報告書」が必須。
	その他 「継続研修」の受講状況・研鑽状況を確認する。 ○研修内容報告書（様式第2号-2）の内容を確認する。		○継続研修の受講は必須ではないが、受講している場合は「研修内容報告書」にできるだけ記載しておく（自己研鑽の資料となる）。 ○有害物質など、日頃自分が行っていない業務内容についての研修は積極的に受講する。
研究	研究の計画・準備・実施状況を確認する。		○計画がない場合、研究指導を受けられる産業看護部会研究ヘルプデスク等を活用する。
学会参加	学会参加ポイントを参加証等により確認する。		○日本産業衛生学会学会（総会）、全国協議会、各地方会学会、各部会主催の学術集会に計画的に参加する。
社会貢献	社会貢献ができているか確認する。		○社会貢献内容は、ホームページに掲載されている「“社会貢献”の考え方」で確認する。
	社会貢献内容が適正か確認する。		

<参考>

産業保健看護専門家制度に係る規程 第9条第3項及び第4項

第9条 第3項

第11条第3項に定める専門家（保健師）認定試験を受けることができる者は、以下の各号に定める条件をすべて満たす者とする。

- 一 登録者であり、第13条第1項に定める名簿に登録者として登録された日の翌日から起算して5年以内であること
- 二 保健師免許を取得後、産業保健看護に係る実務経験が5年以上であること
- 三 別に定める内容について、基礎研修を修了していること
- 四 産業保健看護に係る研究の実績があり、その成果が別に定める学会の学術集会、機関誌等において発表されていること
- 五 正会員として、別に定める学会活動を行っていること
- 六 別に定める産業保健看護に係る社会貢献を行っていること
- 七 上級専門家（保健師）が専門家（保健師）認定試験を受けるにふさわしい能力があることを確認していること

第9条 第4項

第11条第4項に定める専門家（看護師）認定試験を受けることができる者は、次の各号に定める条件をすべて満たす者とする。

- 一 登録者であり、第13条第1項に定める名簿に登録者として登録された日の翌日から起算して5年以内であること
- 二 看護師免許を取得後、産業保健看護に係る実務経験が5年以上であること
- 三 別に定める内容について、基礎研修を修了していること
- 四 産業保健看護に係る研究の実績があり、その成果が別に定める学会の学術集会、機関誌等において発表されていること
- 五 正会員として、別に定める学会活動を行っていること
- 六 別に定める産業保健看護に係る社会貢献を行っていること
- 七 上級専門家（保健師）若しくは上級専門家（看護師）が専門家（看護師）認定試験を受けるにふさわしい能力があることを確認していること

産業保健看護専門家制度に係る規程 施行細則 第8条第3項及び第4項

第8条 第3項

規程第9条第3項第四号及び規程第9条第4項第四号に定める学会の学術集会又は機関誌等における発表の要件は、次の各号の条件のいずれかを満たしている場合とし、内容を証明する書類は、様式第4号による。

- 一 日本産業衛生学会（総会）、全国協議会、各地方会学会、各部会主催の学術集会のいずれかにおいて第1発表者として1演題以上の発表実績があること
- 二 産業衛生学雑誌、Journal of Occupational Health 又は Environmental and Occupational Health Practice で筆頭著者として1論文以上の発表実績があること
- 三 日本産業衛生学会ホームページに筆頭著者として1例以上の GPS:Good Practice Samples の発表実績があること

第8条 第4項

規程第9条第3項第五号及び規程第9条第4項第五号に定める要件は次の条件を満たし、内容を証明する書類は、様式第5号による。

- 一 日本産業衛生学会（総会）、全国協議会出席を2ポイント、各地方会学会、各部会主催の学術集会出席を1ポイントとし、5年間で、5ポイント以上あること